

寄居町男女共同参画広報紙

# みんなのWa!

第7号



# 男女共同参画について考えよう



寄居町男女共同参画推進懇話会委員<sup>注1)</sup>が、男女共同参画をテーマに、町内の様々な分野で活躍している女性代表として、寄居町商工会青年部長の木村恵里加さんと対談を行いました。

寄居町商工会青年部長の木村恵里加さん。ネイルサロン スーリヤ代表。群馬県高崎市にある結婚式場とのブライダルネイルの専属契約も結んでいる。中学生のお子さんのお母さん。

注1) 町の男女共同参画推進プランに基づいて実施される町政全般の施策について、町民の意見を反映させるために設置されました。意見交換の結果を町長に報告したり啓発活動等を行っています。

## 男女共同参画とは？

### 家庭では

家族全員が互いに協力し合って、家事・子育て・介護などを行っている。

### 子育てでは

子育て家庭にとって、多様なサービスが活用でき、安心して子どもを産み育てられる環境が整っている。

### 学校では

一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育が行われ、互いの個性が尊重される。個人の能力と適正に応じた進路指導が行われる。

### 地域では

自治会、PTAや自主防災などの地域活動において、性別を問わず誰もが共に参画し、住みよい地域づくりをしている。

### 職場では

雇用における男女の均等な機会と待遇が確保されている。男女共に、育児休業や介護休業がとりやすいなど、仕事と家庭生活のバランスのとれた職場環境が実現している。

### 介護では

必要に応じて、多様な介護サービスが活用でき、家族が協力して介護を行う。

# 男女問わず、 輝ける社会で あってほしい



埼玉県初の女性の商工会  
青年部長になった経緯を教  
えてください。

商工会の先輩から、最初  
は青年部に入った方が良く  
アドバイスを受け、青年  
部に入り、任期4年の副部  
長を経験したのち、当時の  
部長から指名を受け、部長  
となりました。

ネイリストとしてのお仕  
事や家庭、青年部長とし  
てのお仕事を両立する上  
で、大切にしていること  
は、何ですか。

両立するには、家族の  
協力は必要不可欠です。

家族はとても仲良しで、  
家族間のコミュニケーション  
や小さなことでも話し合  
うことを大切にしています。

また、青年部のお仕事  
についても、コミュニケーション  
を大切にしています（飲  
みにケーションも）。

青年部のみんなには、  
家族の予定を優先してもら  
いながら、家族に応援して  
もらうために事業内容を  
明らかにすること、家族  
によく話をしてもらうよ  
うにしています。

男女共同参画に対するイ  
メージを教えてください。

個人的には女性差別や男  
性差別など少しかたいイ  
メージがあります。

自分自身では、差別等  
を受けた経験はありません  
が、仕事面では、性別関係  
なく能力が発揮される社  
会であってほしいと思  
います。

また、子どもたちの方  
が、男女共同参画に対  
して、アップデートされ  
ている印象があります。



豊田会長

女性が従う時代から、  
リーダーとして認められ  
る時代が来たと嬉しくな  
りました。

また、この役割を託す側  
の勇気と、託される側の  
勇気と覚悟に、埼玉県初  
の女性の商工会青年部長  
さんに拍手を送ります。



増田委員

男性・女性ではなく、一  
人の個人として、相手  
を理解し、個々の違い  
を受け止め、歩み寄る  
ことが大切です。また、  
女性がやりがいを持ち  
ながら、出産・子育て・  
家事・仕事などの両立  
ができ、お互いを尊重  
できる社会になれば  
と思います。

## DVの「暴力」ってどんなこと？

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある人からふるわれる暴力のことです。暴力は殴る・蹴るだけではありません。該当するものがないかチェックしてみましょう。

また、子どもがいる家庭での夫婦間での暴力は子どもへの心理的虐待にあたり、子どもの健やかな成長発達に多大な影響を及ぼすおそれがありますので絶対にやめましょう。

### □身体的暴力

殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばす、刃物を振りかざすなど

### □経済的暴力

必要な生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせて経済的に弱い立場に立たせるなど

### □精神的暴力

交友関係や毎日の行動を細かく監視する、「誰のおかげで生活できるんだ！」「役立たず！」等の暴言、何を言っても無視するなど

### □性的暴力

望まない性行為の強要、避妊に協力しないなど

### □子供を利用した暴力

子どもへの加害をほのめかす、子どもに被害者が悪いと思わせるなど



## DVに関する相談先

### With Youさいたま

(埼玉県男女共同参画推進センター)

電話：048-600-3800

月～土 10:00～20:30 (祝日・第3木曜日・年末年始を除く)

### 埼玉県婦人相談センター

電話：048-863-6060

月～土 9:30～20:30

日・祝 9:30～17:00 (年末年始を除く)

### 寄居警察署 生活安全課

電話：048-581-0110

**緊急の場合は迷わず110番へ！**

### DV相談ナビ

電話：#8008 (#はれれば)

※最寄りの相談機関につながります

### DV相談+ (プラス)

電話：0120-279-889 (つなぐ はやく)

※24時間受付

SNS・メールでの相談 <https://soudanplus.jp/>

※メール相談 24時間受付

SNS相談 12:00～22:00

### 女性の人権ホットライン

(さいたま地方法務局人権擁護課)

電話：0570-070-810

月～金 8:30～17:15

### 寄居町 人権推進課

電話：048-581-2121 内線251・252

月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝日を除く)